

1 地域医療構想等について

- (1) 地域医療構想の概要と考え方
- (2) 地域医療構想等に関する国との動き
- (3) 地域医療構想等に関する道の動き**
- (4) 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」について

2 北海道地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用して実施する事業について

- (1) 事業スケジュールについて
- (2) 令和5年度主な事業

3 外来機能の分化・連携について

- (1) 外来医療機能の明確化・連携
- (2) 紹介受診重点医療機関について（概要）

地域医療構想に係る「令和5年度北海道取組方針」

令和5年度北海道取組方針

令和4年4月18日総医協
地域医療専門委員会資料一部改変

改正趣旨

1 基本的な考え方

令和元年度、具体的な取組に向けた集中的な議論を進めため、各調整会議で、地域の実情を踏まえた「重点課題」（急性期機能の集約化、病院の再編・統合など）を設定し、令和2～3年度は「重点課題」に関する具体的な工事についてなるべく早期に共有を図ることとしたが、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先する中、多くの地域で議論を進めることとされている。
一方で、国の重点支援区域の選定や地域医療連携推進法の設立により、複数医療機関による再編を進められる圏域もあり、地域が置かれている状況に応じて取組が進められている。

こうした中、国は新型コロナウイルス感染症対応が続く中ではあるが、地域医療構想の背景である中長期的な状況の見通しには変わっていないこと、感染拡大時の短期的な医療需要には各都道府県の医療計画に基づき機動的に対応することを前提に、地域医療構想については、その基本的な枠組み（病床の必要量の推計・考え方など）を維持しつつ、実際に取組を進めていくこととしている。

また、地域医療構想に係る民間病院も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直し、対応方針の策定率を目指としたPDCAサイクルを通じた地域医療構想の推進を各都道府県に求めている。

本道においても、人口減少や高齢化が進行しており、医療ニーズの変化や担い手確保の厳しさが増すことなどを見据え、引き続き、地域医療構想の実現に向けて具体的な取組を進めめる必要がある。そのためには、地域医療構想調査会議での活発な議論が求められるから、新型コ

1 基本的な考え方

令和元年度、具体的な取組に向けた集中的な議論を進めため、各調整会議で、地域の実情を踏まえた「重点課題」（急性期機能の集約化、病院の再編・統合など）を設定し、令和2～3年度は「重点課題」に関する具体的な工事についてなるべく早期に共有を図ることとしたが、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先する中、多くの地域で議論を進めることとされている。
一方で、国の重点支援区域の選定や地域医療連携推進法の設立により、複数医療機関による再編を進められる圏域もあり、地域が置かれている状況に応じて取組が進められている状況。

こうした中、国は「新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療体制の構築に向けた考え方」を取りまとめ、次期医療計画（R6～11年度）の記載事項に、「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加し、感染拡大時の短期的な医療需要には、医療計画に基づき機動的に対応することとし、地域医療構想については、その基本的な枠組み（病床の必要量の推計、考え方など）を維持するとしたところである。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が改めて認識されいることを十分に考慮しつつ、令和4年度においては、地域医療構想に係る民間病院も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを各都道府県に求めている。

本道においても、人口減少や高齢化が進行しており、医療ニーズの変化や担い手確保の厳しさが増すことなどを見据え、引き続き、地域医療構想の実現に向けて具体的な取組を進めめる必要がある。そのため、新型コロナへの対応に最優先で取り組む地域

令和4年度北海道取組方針

1 基本的な考え方

令和元年度、具体的な取組に向けた集中的な議論を進めため、各調整会議で、地域の実情を踏まえた「重点課題」（急性期機能の集約化、病院の再編・統合など）を設定し、令和2～3年度は「重点課題」に関する具体的な工事についてなるべく早期に共有を図ることとしたが、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先する中、多くの地域で議論を進めることとされている。
一方で、国の重点支援区域の選定や地域医療連携推進法の設立により、複数医療機関による再編を進められる圏域もあり、地域が置かれている状況に応じて取組が進められている状況。

こうした中、国は「新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療体制の構築に向けた考え方」を取りまとめ、次期医療計画（R6～11年度）の記載事項に、「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加し、感染拡大時の短期的な医療需要には、医療計画に基づき機動的に対応することとし、地域医療構想については、その基本的な枠組み（病床の必要量の推計、考え方など）を維持するとしたところである。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が改めて認識されいることを十分に考慮しつつ、令和4年度においては、地域医療構想に係る民間病院も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを各都道府県に求めている。

本道においても、人口減少や高齢化が進行しており、医療ニーズの変化や担い手確保の厳しさが増すことなどを見据え、引き続き、地域医療構想の実現に向けて具体的な取組を進めめる必要がある。そのため、新型コロナへの対応に最優先で取り組む地域

地域医療構想に係る「令和5年度北海道取組方針」

令和5年度北海道取組方針

令和5年4月18日総医協
地医連専門委員会資料一部改変

改正趣旨	時点修正	文言整理
調整会議での議論活性化に係る記載を追加	外来機能報告の遅延による修正	
令和4年度北海道取組方針	令和4年度の取組方針	令和4年度の取組方針
令和5年度北海道取組方針	令和5年度の取組方針	令和5年度の取組方針
令ナウイルス感染症への必要な対応を行ながらも、地域医療構想調整会議における議論を対面やWebでの開催を基本としながら、着実に議論を進めていく。	地域の医療機能の分化・連携に向けた外来機能報告等に基づく「紹介患者重点医療機関」については、 <u>外来機能報告の開始の延期にともない、地域医療構想調整会議での協議を令和5年度に実施する予定。</u>	新型コロナ対応の状況に配慮しながら、地域が置かれている状況に応じ、引き続き、「重点課題」に関する今後の具体的な工程について共有が図られるよう議論を促していくとともに、「地域医療構想調整会議協議会」において検討状況の共有を図る。なお、圏域によつては2025年以降を見据えた中長期的な視点に基づき検討する必要があることに留意。
令和5年4月度北海道取組方針	令和5年4月度の取組方針	令和5年4月度の取組方針
令ナウイルス感染症への必要な対応を行ながらも、地域医療構想調整会議における議論を対面やWebでの開催を基としながら、着実に議論を進めていく。	地域の医療機能の分化・連携に向けた外来機能報告等に基づく「紹介患者重点医療機関」については、 <u>地域医療構想調整会議専門委員会で検討し、地域医療構想調整会議等に対しても示していくこととする。</u>	新型コロナ対応の状況に配慮しながら、地域が置かれている状況に応じ、引き続き、「重点課題」に関する今後の具体的な工程について共有が図られるよう議論を促していくとともに、「地域医療構想調整会議協議会」において検討状況の共有を図る。なお、圏域によつては2025年以降を見据えた中長期的な視点に基づき検討する必要があることに留意。

地域医療構想に係る「令和5年度北海道取組方針」

令和5年4月18日総医協
地域医療専門委員会資料一部改定

令和5年度北海道取組方針

令和5年度北海道取組方針

改正趣旨

(3) 国の再検証要請等への対応

国においては、2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行うこととしている。

これまで、道においては、国の分析結果は1つの参考資料としながら、再検証対象医療機関であるかどうかにかけており、公立・公的・民間すべての病院・有床診療所を対象に今後担うべき役割などに関する「意向調査」を実施し、地域において結果の共有を図つてきましたところであり、引き続きこうした取組を進めながら、国の動向に対しても適宜対応していく。

なお、医療機関における「対応方針」は、道においては「意向調査」（公立・公的は各プランもあわせて）により把握することとしていることから、各医療機関の構想の取組状況を把握するため、調査の100%の提出となるよう引き続き協力を求めるとともに、地域医療構想調整会議においては、地域医療構想推進シートの更新にあわせて、病床機能報告・意向調査の結果と2025年の必要病床数を比較・分析し、地域における2025年の医療提供体制について議論を行うこととする。

(3) 国の再検証要請等への対応

国においては、新型コロナ対応の状況に配慮しつつ、国ににおける具体的対応方針の再検証や再検証対象医療機関も含めた再検証対象医療機関以外の医療機関における対応方針の策定の工程は、2022年度及び2023年度において対応方針の策定や検証・見直しを行うこととしている。

これまで、国の分析結果は1つの参考資料としながら、再検証対象医療機関であるかどうかにかけており、公立・公的・民間すべての病院・有床診療所を対象に今後担うべき役割などに関する「意向調査」を実施し、地域において結果の共有を図つてきましたところであり、引き続きこうした取組を進めながら、国の動向に対しても適宜対応していく。

国通知に基づき道の対応を記載

(4) 複数医療機関による再編の取組の横展開

国の重点支援区域の選定や地域医療連携推進法人の設立により、複数医療機関による再編を進める園域の取組において、「構想説明会」において情報共有するなどして、他の園域への横展開を図るとともに、重点支援区域の選定について調整会議において合意が得

(4) 複数医療機関による再編の取組の横展開

国通知に基づき道の対応を記載

国により、複数医療機関による再編を進める園域の取組において、「構想説明会」において情報共有するなどして、他の園域への横展開を図るとともに、重点支援区域の選定について調整会議において合意が得

地域医療構想に係る「令和5年度北海道取組方針」

令和5年4月18日総医協
基盤医療専門委員会資料一部改変

改正趣旨	令和4年度北海道取組方針	令和5年度北海道取組方針
国通知に基づき道の対応を記載	られた場合は、国に申請をし、選定を働きかけていく。	られた場合は、国に申請をし、選定を働きかけっていく。
(5) 医療データ分析センターの活用	電子レセプト情報等を活用した受療動向等の分析を行う「医療データ分析センター」において、地域医療専門委員会や各圏域の調整会議で活用可能な資料を作成し、更なるデータ分析の活用を行っていく。	られた場合は、国に申請をし、選定を働きかけっていく。

令和5年度の地域医療構想関係スケジュール

令和5年4月18日総医協
地医機門委員会資料二部改定

※地域における活発・継続的な議論が進められるようWEB会議も積極的に活用。

「重点課題」の取組

5月～7月 第1回調整会議

- ・地域医療構想に関する説明会
(構想の取組方針・基金事業など【本庁】)
- ・紹介受診重点医療機関に係る協議
- ・公立病院経営強化プランの検討状況
の共有、構想との整合性の確認

R5年度以降の具体的な工程について共有が図られるよう議論を進める。
※圏域によつては2025年以降を見据えた工程が必要

8月～10月 第2回調整会議

- ・「重点課題」の取組状況の共有
・各医療機関の検討状況の共有
- ・**公立病院経営強化プランの検討状況
の共有、構想との整合性の確認**

地域医療構想調整会議協議会
「重点課題」の検討状況
複数医療機関による再編の取組事例

11月～12月 第3回調整会議

- ・「重点課題」の取組状況の共有
・意向調査結果の共有
- ・**公立病院経営強化プランの検討状況
の共有、構想との整合性の確認**

※R5.7時点での「具体的対応方針」
(R5.3以降の検討・議論を反映)

2月～3月 第4回調整会議

- ・「重点課題」の取組状況の共有
・地域医療構想推進シートの更新

3月
(道) 「地域医療構想推進シート」更新
(国) 調整会議における検討状況等調査

※各公立病院のプラン策定期間に影響を及ぼさないよう調整会議の開催時期に留意。

※R6.3時点での「具体的対応方針」
(意向調査後の検討・議論を反映)



地域医療構想の進捗状況について

都道府県名：北海道
(令和4年9月現在)

1. 全体（2及び3の合計）

	総計	対応方針の策定・検証状況	
		合意・検証済	協議・検証中
病床数べース	62,991床	44,587床 70.8%	10,213床 16.2%
医療機関数べース	770機関	388機関 50.4%	263機関 34.2%

2. 公立・公的医療機関等（平成29年度病床機能報告未報告等医療機関を含む。）

	総計	対応方針の策定・検証状況	
		合意・検証済	協議・検証中
病床数べース	25,477床	23,374床 91.7%	1,115床 4.4%
医療機関数べース	163機関	133機関 81.6%	18機関 11.0%

3. 2以外の医療機関（平成29年度病床機能報告未報告等医療機関を含む。）

	総計	対応方針の策定状況	
		合意済	協議中
病床数べース	37,514床	21,213床 56.5%	9,098床 24.3%
医療機関数べース	607機関	255機関 42.0%	245機関 40.4%

医療計画作成指針（二次医療圏の設定について）

令和5年5月18日総医協
地域医療専門委員会資料

二次医療圏の設定に当たっては、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状態、交通事情等の社会的条件を考慮して一体の区域として病院ににおける入院における医療（三次医療圏で提供することを除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認めたると参考となるが、その際に参考となる事項を次に示す。

○ 人口構造、患者の受療の状況（流入患者割合及び流出患者割合を含む。）、医療提供施設の分布など、健康に関する基礎的事項については、二次医療圏単位または市町村単位で地図上に表示することなどを検討する。また、人口規模が100万人以上の二次医療圏については、構想区域としての運用に課題が生じている場合が多いことを踏まえ、必要に応じて区域の見直しについて検討するとともに、地域医療構想調整会議について、構想区域内をさらに細分化した地域や地域の医療課題等の協議項目ごとに分けて開催するなど運用上の工夫を行うこととなるが、患者調査の利用の他、統計学的に有意な方法による諸調査を実施することが望ましい。

人口規模が20万人未満の二次医療圏については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合（特に、流入患者割合が20%未満であり、流出患者割合が20%以上である場合）、その設定の見直しについて検討すること。なお、設定の見直しを検討する際は、二次医療圏の面積や基幹となる病院までのアクセスの時間等も考慮することが必要である。

また、設定を変更しない場合には、その理由（地理的条件、当該圏域の面積、地理的アクセス等）を明記すること。
○ 既存の圏域、すなわち、広域市町村圏、保健所・福祉事務所等都道府県の行政機関の管轄区域、学校区（特に高等学年に係る区域）等に関する資料を参考とすること。
○ 構想区域に二次医療圏を合わせることが適当であること。

○ 5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制を構築する圏域には、従来の二次医療圏に拘らず、患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定すること。

► 4月18日開催の第1回地域医療専門委員会にて、二次医療圏設定の方向性については、現状維持としつつ、5疾病・5事業及び在宅医療ごとの圏域設定は、しっかりと検討議論を行った上で、計画に位置付けることとして了承を得たところ。

■ 次期北海道医療計画における第二次医療圏の設定に係る論点

- 医療計画は、道が定める行政計画であり、北海道行政基本条例に基づき、総合計画が示す基本的な方向に沿って策定する必要があることから、6連携地域及び14振興局所管地域との整合を図ることが必要ではないか。
- また、医療と介護の連携が求められている中、第二次医療圏の区域の見直しに当たっては、福祉・介護・介護等の関連計画において設定されている実態に留意することが必要ではないか。
- さらに、保健所の存在が注目され、保健所の対応において、保健所の機能強化が検討されている中、新たに新興感染症対策が医療計画の事業に追加されることは、新型コロナウイルス感染症の対応において、保健所は、第二次医療圏ごとの設置が基本となることや、現行制度上、現行制度に合わせた区域設定の見直しは、慎重に対応する必要ではないか。
- 次期医療計画の策定と並行して、次期外来医療計画の策定についても議論を進めることがなる中、地域の医療資源を重点的に活用する紹介受診重点医療機関については、現行の第二次医療圏を前提に関係者間で議論を行い、本年7月には、公表することなっていることを十分に踏まえる必要があるのではないか。
- 一方、国の医療計画作成指針では、5疾病6事業ごとの区域設定は、柔軟・適切に行うことが可能とされていることから、北海道医療データ分析センターにおいて、詳細な受療動向を把握した上で、それぞれの医療連携体制の構築が図られるよう、圏域設定の在り方にについてしっかりと議論をし、計画に位置付けが必要ではないか。

■ 次期北海道医療計画における第二次医療圏の区域については、現状維持としつつ、5疾病6事業及び在宅医療ごとの区域設定は、しっかりと検討議論を行った上で、計画に位置付けることとしてはどうか。

■ 道南3圏域の統合や東胆振・日高圏域の統合など、今回検討を行つた見直しの内容については、次期計画の中で経過等を明らかにすることとしてはどうか。

■ 地域における医療連携体制については、構想区域を単位として、公立・公的・民間の区別無く、医療機関間の機能分化・連携の議論を進めていることから、第二次医療圏の見直しを行つた他県の例やこのたびの見直し検討の経過も参考に、2026年度以降の新たな地域医療構想の策定に向け、構想区域の在り方を検討し、第9次医療計画の策定に合わせ、第二次医療圏を構想区域と整合を図ることとしてはどうか。

■ ただし、そうした場合にあっても、第二次医療圏の見直しが将来的に、都市部への医療資源の偏在を加速させることのないよう留意の上、判断することとしてはどうか。

重点支援区域（南空知圏域）の取組状況

- 南空知圏域では、公立・公的医療機関で施設の老朽化等が進み、建替えに向けた検討が進められている状況にあり、地域の議論を促進する必要があることから、令和2年2月10日開催の調整会議において道を「論点提起」。
 - 岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院を対象病院として、**国に「重点支援区域」の申請をすることを調整会議で合意。**（R2.8.25 重点支援区域に選定）
 - 令和3年7月 両病院の統合に係る基本合意を締結
 - 令和4年4月 新病院の建設地を北海道中央労災病院敷地とすることを表明
 - 令和4年10月 新病院建設基本計画策定（令和10年春開院を目指す）



道から論点提起

- 岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院では、人口減少下における急性期機能の維持・強化を図るために、機能集約化など再編統合に向けた議論を進めたい。
- その他の病院では、岩見沢市内の議論の状況も踏まえながら、各病院においてどのような機能・規模が必要か、検討を進めていただきたい。

主な公立・公的病院の築年数

- ・ 岩見沢市立総合病院 (築38年)
- ・ 北海道中央労災病院 (築67年)
- ・ 市立三笠総合病院 (築56年)
- ・ 市立美唄病院 (築58年)
- ・ 栗山赤十字病院 (築43年)
- ・ 北海道せきセンター (築67年)

(R4年度時点)

重点支援区域（南檜山区域）の取組状況

問題意識：「今ここで、関係者が力を合わせ、将来を見据えた医療提供体制を作り上げていかなければ、人口減少が急速に進む南檜山の医療は守れない」



- 「南檜山の患者は、できるだけ南檜山で診る」ことを指向し、圏域全体で目指すべき医療の方向性を示す、『南檜山圏域の医療を確保するための行動方針』を策定。
- 入院機能をできるだけ江差病院に集約する。
- 各町立医療機関は、地域包括ケアの拠点としての機能を担う。
- ポイント
- 行動方針に基づく取組を関係者が一體となって進めると、「地域医療連携推進法人」の設立を進め、令和2年9月1日に設立。
- 国の「重点支援区域」への申請について、地域医療構想調整会議で合意。（R2.8.25 重点支援区域に選定）
- データ分析などの国の技術的支援を受けつつ、圏域内での連携について検討を進めている。

「上川北部圏域」の取組状況

- 令和2年3月16日 名寄市病院事業と土別市病院事業が「地域医療連携推進法人」を設立する旨を公表し、令和2年9月1日に設立。
- 名寄市立総合病院に急性期医療を集約し、土別市立病院は主に回復期・慢性期の患者を担う機能分担により、効率的な医療提供体制を目指す。
- 名寄市立総合病院においては、令和5年5月に手術室の増改修事業に着手。



地域医療連携推進法人の概要

- 名 称：地域医療連携推進法人「上川北部医療連携推進機構」
 - 参加団体：名寄市（名寄市立総合病院）、土別市（土別市立病院） ※今後拡大を検討
 - 区 域：上川北部圏域 ※今後拡大を検討
 - 具体的な取組：
 - ①診療機能等の集約化・分担・強化、病床規模の適正化
 - ②医療機器の共同利用
 - ③医薬材料・薬品等の共同交渉・共同購入
 - ④委託業務共同交渉
 - ⑤連携業務の効率化（電子カルテ、その他システム等の将来的な運動）
 - ⑥医療介護従事者の派遣体制の整備、人材育成、人事交流
 - ⑦入院患者の在宅療養生活への円滑な移行の推進、病院間の連携強化
 - ⑧働き方改革への対応
- (推進方針)